

# 感染症による出席停止連絡票について (保護者等記入)

下記の感染症にかかっている場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとります。主治医より登校許可が出るまでの間は、医療機関または自宅で療養してください。

なお、感染の恐れがなくなり登校するにあたっては、下段の『感染症による出席停止連絡票』に主治医の指示を保護者等が記入し、登校時に必ず保健室へ提出してください。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ・・・・・・治癒するまで
第二種	<p>インフルエンザ・・・・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで          百日咳・・・・・・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで</p> <p>麻疹（はしか）・・・・・・解熱した後3日を経過するまで          流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</p> <p>風しん（三日はしか）・・・・・・発疹が消失するまで          水痘（水ぼうそう）・・・・・・すべての発疹が痂皮化するまで          咽頭結膜熱（プール熱）・・・・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで          新型コロナウイルス感染症・・・・・・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</p> <p>結核・髄膜炎菌性髄膜炎・・・・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症・・・・・・感染のおそれがないと認めるまで

## 感染症による出席停止連絡票 \*保護者等が全項目記入

年 組 席 名前 \_\_\_\_\_

1. 病名 : \_\_\_\_\_

2. 医療機関名 : \_\_\_\_\_

3. 発症日 : 月 日 ( ) \_\_\_\_\_

4. 受診日 : 月 日 ( ) \_\_\_\_\_

5. 出席停止期間 : 令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( ) \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

保護者等名 \_\_\_\_\_